

施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する

事業候補者募集要項

<平成28年度第4回募集>

平成29年3月

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

施設・居住系の介護サービス事業所を整備・運営する事業候補者の公募について

京都市では、施設・居住系の介護サービス事業者の指定に当たり、指定申請に至る前段の手續として事業候補者の公募を実施しています。

今回、平成29年度開所分の公募を、下記のとおり実施します。

記

1 募集するサービス

(1) 認知症対応型共同生活介護	61人分
(2) 特別養護老人ホーム	22人分
(3) 介護老人保健施設	29人分

※ (2)の募集につきましては、広域型サービスも応募可能とします。また、募集枠を超えても応募を受付けますが、複数の応募がある場合は、地域密着型サービスから優先的に選定します。

2 応募要件

(1) 共通事項

ア 直接運営する事業者が応募すること。

イ 応募案件に計画する平成29年度中に確実に開所できる事業者であること。

ウ これまでに本市公募で選定された事業者（事業予定者を含む。また、その役員及び役員就任予定者を含む。）のうち、正当な理由なく事業計画内容の不履行が認められた場合、以下の項目に該当するものでないこと。

㉠ 選定を辞退した場合、辞退した日から3年以内

㉡ 本市公募案件の事業所を廃止した場合、廃止した日から3年以内

㉢ 本市公募案件の事業所を休止した場合、再開するまで

㉣ その他、本市公募案件で、事業計画内容が履行されていない場合、履行されるまで

※ ㉠～㉣については、併設事業所を含みます。

エ 公募受付締切日時点から、過去5年の間に、本市が実施する介護保険施設等の公募（特定施設入居者生活介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「本市公募」という。）において選定を取り消された事業者（事業予定者を含む。また、その役員及び役員就任予定者を含む。）でないこと。

オ 各サービスの指定基準を満たさない場合は、選定された場合でも失格とします。

カ 同一法人による複数計画の応募も可能です。

(2) 認知症対応型共同生活介護

ア 1つの事業所につき3ユニットまでの応募が可能です。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設すること（新設に限る。サテライトは不可）。

(3) 地域密着型特別養護老人ホーム

ア 1つの事業所の定員は29人以下です。

イ 公募によらず、認知症対応型共同生活介護事業所を併設することができます。ただし、

認知症対応型共同生活介護事業所の併設は2ユニット（18人分）までとし、応募する地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型特別養護老人ホームの定員数以下とします。

※ この場合においては、認知症対応型共同生活介護事業所について、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の併設を条件としません。

(4) 特別養護老人ホーム（地域密着型，広域型共通）

ア 社会福祉法（昭和26年法律第45条）第22条に規定する社会福祉法人又はこれから社会福祉法人の設立を予定している者であること。

イ 応募の際は、あらかじめ理事会等で事前協議を行うこと。また、法人認可の所管庁と協議のうえ応募すること。

ウ 新たに法人を設立する場合は、法人の基本財産、理事等の役員構成、施設長資格等について制限があるため、あらかじめ法人認可を担当する所管庁と十分協議を行うこと。

エ 居室については、ユニット型（全室個室）のみとします。

3 受付期間等

(1) 受付期間

平成29年3月27日（月）から平成29年4月7日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

4 受付場所

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

5 応募方法

(1) 提出書類

応募する場合

3の受付期間内に、事前協議書及び添付書類をA4判ファイルにとじて、2部提出してください（添付書類は、広域型又は、地域密着型サービス事前協議添付書類一覧を参照してください。）。

なお、「2 応募要件(3)イ」の適用を受けようとする場合、応募するサービスの事前協議書及び添付書類に加え、併設する認知症対応型共同生活介護に係る事前協議書及び添付書類も2部提出してください。

※ 事前協議書様式及び添付書類の参考様式は、京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課のホームページからダウンロードできます。必ず、今回募集分の様式を使用してください。

(2) 提出方法

持参のみ受け付けます（必ず事業を実施される法人の方が持参してください。）。

(3) その他

ア 提出書類に不備があった場合は受け付けられません。

イ 事前協議書については、記入欄内に収まるように記載してください。別紙を使用したり、

申請書様式を変更されている場合は、受け付けられません。

ウ 応募される際は、担当者が書類を確認しますので、事前に担当者と来課される日程の調整を行ってください。

6 地域密着型サービスの選定方法

(1) 選定に当たっては、評価表（認知症対応型共同生活介護については**地別紙1**、地域密着型特別養護老人ホームについては **地別紙2**）に基づき、事業者から提出された内容及び地域の優先度を総合的に評価し、学識経験者等で構成される京都市高齢者施策推進協議会に置く部会において、評価のうえ事業候補者を選定します。

※ なお、本公募では、募集定員を超えて事業候補者を選定することがあります。

(2) 選定の順については、**地別紙1**、**地別紙2**の裏面「3 選定」を確認してください。

(3) 選定に当たっては、部会において、条件を付す場合があります。この条件については、応募事業者に対し事業計画内容への反映可否についての回答を求めます。その回答を踏まえ、事業候補者として選定します。

(4) 優先する地域

ア 認知症対応型共同生活介護

募集する地域の優先度**地別紙3**参照

イ 地域密着型特別養護老人ホーム（A＞B）

A	B
上京，東山	北，左京，中京，山科，下京，南，右京，西京，洛西，伏見，深草，醍醐

7 広域型サービスの選定方法

(1) 選定に当たっては、学識経験者等で構成される京都市高齢者施策推進協議会に置く部会において評価のうえ実施します。

(2) 審査は、法人の運営実績等を評価する「基本評価」と、地元貢献やサービスの質等を重視した「総合評価」に分けて行います（**広別紙1**「評価表」参照）。

(3) 事業候補者については、評価表の点数により選定されますが、「基本評価」の点数が0点以下であった場合については、事業候補者として選定されません。

(4) 事業候補者の選定については、募集の枠内で行いますが、審査の結果、「評価表」の点数が同点の場合は、次の順で事業候補者を選定します。

ア 後期高齢者人口に対して、応募されるサービスの定員数が少ない行政区へ設置される事業者

（参考）

定員数が少ない行政区

（平成29年3月現在。広域型サービスの定員数が少ない順に記載）

【特別養護老人ホーム】

①下京区 ②中京区 ③東山区 ④上京区 ⑤山科区 ⑥右京区 ⑦左京区

⑧西京区 ⑨北区 ⑩南区 ⑪伏見区

イ くじ引き

※ なお、本公募では、募集定員を超えて事業候補者を選定することがあります。

※ 地域密着型サービスと広域型サービスの公募案件が競合する場合は、地域密着型サービスから優先して選定します。

8 選定までの流れ（予定）

平成29年 3月27日（月）	公募の受付開始
平成29年 4月 7日（金）	公募の受付締切
平成29年 3月27日（月）～	書類審査，ヒアリング，計画地の現地調査及び応募事業者が運営する既存事業所への実地調査 （注）書類審査以外は，必要に応じて実施します。
平成29年 4月下旬	京都市高齢者施策推進協議会に置く部会での選定
平成29年 5月中旬	広域型サービス 選定結果の通知
平成29年 6月上旬	地域密着型サービス 選定結果の通知

※ 本公募に関する質問については，公募の受付期間中に随時受け付けます。

※ ヒアリングについては，応募事業者（応募する法人）に在籍し，事業説明ができる方が出席してください。

9 補助金

施設・事業所の整備や開設準備に当たっては，補助金の対象となる場合があります。

補助金の交付を希望する場合，予算の成立が必要な場合がありますので，補助金を希望する場合は，応募前に当課施設整備担当と協議してください。

10 注意事項

- (1) 同一計画地で，複数計画の応募はできません。
- (2) 受付期間及び受付時間は厳守してください。
- (3) 参考様式がある添付書類については，原則，参考様式を使用してください。他の様式を使用する場合は，参考様式の内容が含まれていることが必要となります。また，その他本市が必要とする書類を後日提出していただくことがあります。
- (4) 提出された応募書類は返却しません。また，応募書類については，京都市情報公開条例（平成3年7月1日条例第12号）に基づく開示の対象となることがありますので御留意ください。
- (5) 以下の場合は，原則，応募の無効，選定の取消し及び次回以降の応募資格の停止等として取り扱います。

ア 応募事業者が申請書類に虚偽の記載を行ったり，重大な不備等が判明した場合，また，本件公募に関して京都市高齢者施策推進協議会委員に接触を図る等，不正な行為があった場合

イ 老人福祉法，介護保険法，建築基準法，消防法，バリアフリー条例等その他各種関係法令等に違反していることが判明した場合

なお，本市では市街化調整区域での介護保険施設等の設置は，原則，認めておりません。

ウ 選定後，計画内容について，本市の許可なく変更を行った場合

※ 事前協議の内容どおりに実施していただくことを前提に選定しますので，公募受付締切後の計画内容の変更は，行政からの指導に対応する等以外，原則，認められません。

エ 応募案件で計画する開所予定年度中に開所することが不可能と認められる場合

※ 平成30年3月31日までに本市の指定を受け、開所する必要があります。特に、
遅延による平成30年度開所は、一切認められません。

- (6) 本市公募で選定を行っている各サービスを運営されている事業所で、増床を検討される場合は、増床分について公募で選定される必要があります。
- (7) 本市公募で選定を行っている各サービスを運営されている事業所の運営法人を変更する場合は、新規指定が必要ですので、事前に公募で選定される必要があります。
- (8) 本件事業を実施するに当たっては、文化財保護法に基づく許可申請もしくは届出が必要となる場合がありますので、事業開始前に必ず本市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課（TEL 366-1498）に御相談ください。
- (9) 選定された事業候補者については、応募内容の一部（事業者名、事業計画地、定員等）を本市ホームページで公表しますので御了承ください。

【問合せ先】

京都市保健福祉局長寿社会部介護保険課（介護事業者担当）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

TEL 075-213-5871 FAX 075-213-5801